

電気通信大学受託研究員受入規程

昭和41年10月14日

改正

昭和42年12月 1日 平成12年 4月 1日

昭和49年 4月 1日 平成13年 5月16日

昭和50年 4月22日 平成16年 4月 1日

昭和58年 4月 9日 平成17年 4月 1日

昭和62年 4月 1日 平成19年 4月 1日

昭和63年 5月11日 平成20年 3月25日

平成元年 4月19日 平成22年 4月 1日

平成 3年 4月 1日 平成23年10月18日

平成 5年 4月 1日 平成24年 5月22日

平成 7年 5月24日 平成26年 2月26日

平成 9年 4月 1日 平成30年 3月30日

平成11年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）において、民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）の長（以下「委託者」という。）の委託に応じ、民間機関等の現職技術者及び研究者（以下「現職技術者等」という。）を受託研究員として受け入れる場合の取扱いについて定めるものとする。

(資格)

第2条 受託研究員として受け入れることのできる者は、現職技術者等であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条本文で定める大学院に入学することのできる者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(受入手続)

第3条 委託者は、受託研究員を委託しようとするときは別に定める申請書を学長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、履歴書、健康診断書及び推薦書を添付するものとする。

3 学長は、第1項の申請があったときは、本学の教育研究に支障のない限り、受入れを許可する。

(研究期間)

第4条 受託研究員の研究期間は、次のとおりとし、受入れを許可された日の属する事業年度を超えることができない。ただし、研究継続の必要があると認められる場合は、翌年度に限り受入れを更新することができる。

区 分	研 究 期 間
長 期	6 か月を超えて1年以内
短 期	6 か月以内

(研究料)

第5条 委託者は、第3条の規定に基づく受入れの許可があったときは、直ちに、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程に定める研究料を支払わなければならない。

2 前条に定める研究期間の範囲内で、受託研究員が研究中止後研究を再開し、又は研究期間を延長することとなる場合には、その者に係る研究料は徴収しないものとする。

3 所定の期日までに研究料を支払わないときは、許可を取り消す。

4 支払済みの研究料は、いかなる理由があっても返還しない。

(指導方法)

第6条 学長は、受託研究員の研究内容に応じ指導教員を指定するものとする。

2 受託研究員には、大学院で行う程度の研究の指導を行うものとする。

(研究の中止)

第7条 受託研究員が研究を中止しようとするときは、直ちに指導教員を経て、学長に申し出なければならない。

2 病気その他の理由により、研究を継続することが不相当と認められる者には、指導教員の申し出により、学長は研究の中止を命ずることがある。

(証明書の発行)

第8条 受託研究員が所定の研究を終了したときは、学長は本人の願い出により、その研究事項について証明書を発行することができる。

(規則等の遵守)

第9条 受託研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(事務)

第10条 受託研究員に関する事務は、学術国際部研究推進課で行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、受託研究員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和41年10月14日から施行する。

附 則

この規則は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和50年4月22日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和58年4月9日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年5月11日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成元年4月19日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年5月24日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年5月16日から施行、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。